労働基準関係法令違反に係る公表事案

広島労働局

最終更新日：令和８年９月30日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	参考事項
（株）スマート	広島県広島市中区	R7.10.20	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第655条	足場を設けるときに、架空電路との接触防止措置を講じることなく関係請負人の労働者に作業を行わせたもの	R7.10.20送検
山﨑工業（株）	広島県広島市佐伯区	R7.10.20	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第570条	足場を設けるときに、架空電路との接触防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R7.10.20送検
個人事業主	広島県三次市	R7.12.9	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第477条	伐木の作業を行うにあたり、退避する場所をあらかじめ選定させなかったもの	R7.12.9送検
（株）広島環境	広島県世羅郡世羅町	R8.1.8	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	機械の掃除等を行う際、機械の運転を停止しなかったもの	R8.1.8送検
中国木材(株)	広島県呉市	R8.6.19	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生法施行令第６条 労働安全衛生規則第130条	木材加工用機械の修理、調整の作業を行う際、木材加工用機械作業主任者に直接指揮させていなかったもの	R8.6.19送検
(株)プラトー工房	広島県福山市	R8.9.29	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	４日以上の休業を要する労働災害について、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告書を提出したもの	R8.9.29送検